特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業 に関する事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神戸町は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

神戸町長

公表日

令和7年6月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを	と取り扱う事務
①事務の名称	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業に関する事務
	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた方に対し、速やかに生活・くらしの支援をするため、、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対して1世帯あたり10万円の給付金を支給するにあたり、次の事務を行う。 給付対象者の抽出、給付金申請書・確認書の作成・送付、受給資格の審査等
③システムの名称	・臨時特別給付金システム ・町県民税システム ・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
住民税非課税世帯等に対する	臨時特別給付金ファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第135の項 ・番号表別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条 ・公的給付法第10条
4. 情報提供ネットワークシ	マステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する [実施する] 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第160の項
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	民生部健康福祉課
②所属長の役職名	健康福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	神戸町総務部総務課 〒503-2392 岐阜県安八郡神戸町大字神戸1111番地 0584-27-0171
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ
連絡先	神戸町民生部健康福祉課 〒503-2392 岐阜県安八郡神戸町大字神戸1111番地 0584-27-0175
9. 規則第9条第2項の適用	用 []適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数								
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
いつ時点の計数か			17年6月1日 時点					
2. 取扱者	2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満		
いつ時点の計数か		令和	17年6月1日 時点					
3. 重大事故								
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
2)又は3)を選択した評価実	項目評価書]	ぞれ重点項目評価	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び i書又は全項目評価書において、リス	全項目評価書
載されている。				
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシ	ィステムを通じた	入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネット	ワークシステムを	通じた提供を除く。)]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業 [O]人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠					

9. 監査							
実施の有無	[O]自己点検 []内部監査 []外部監査						
10. 従業者に対する教育・啓発							
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない						
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する						
最も優先度が高いと考えられ る対策	[8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <)目的外の入手が行われるリスクへの対策 2)目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4)委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6)情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7)情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9)従業者に対する教育・啓発						
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている						
判断の根拠	必要最低限の職員数、参照範囲となるようシステム権限を制限している。						

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月1日	IVリスク対策 2 特定個人情報の入手	特に力を入れている	十分である	事後	
令和7年6月1日	2. 特定個人情報の入手 IVリスク対策 3. 特定個人情報の使用	特に力を入れている	十分である	事後	
令和7年6月1日		特に力を入れている	十分である	事後	
令和7年6月1日	Ⅳリスク対策4. 特定個人情報ファイルの	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年11月1日	Ⅳリスク対策	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年11月1日	Tびロフカ対生	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年11月1日		特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年11月1日	IVリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年11月1日	IVリスク対策 10. 従業者に対する教育・啓	特に力を入れて行っている	十分に行っている	事後	
令和6年11月15日	根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27条 第9条第1項、別表第一第101項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第74条・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条	・番号法第9条第1項 別表第135の項 ・番号表別表の主務省令で定める事務を定め る命令第74条 ・公的給付法第10条	事後	法改正に伴う修正
令和6年11月15日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステ	番号法第19条8号、別表第二 第121項	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表第160の項	事後	法改正に伴う修正
					1